

公的研究費に係る物件調達等契約に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、公的研究費の使用において、不適切な物件調達契約をした取引業者に対し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(取引停止)

第 2 条 統括ディレクターは、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 企業の社会的責任（CSR）を果たしていないとき。
- (5) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

2 統括ディレクターは、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止に係る特例)

第 3 条 統括ディレクターは、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

2 統括ディレクターは、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し学長に報告するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第 4 条 統括ディレクターは、第 2 条第 1 項の規定による取引停止をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、ディレクター補佐・センター長・マネジャーに対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することが出来るものとする。

(改 廃)

第 5 条 この取扱要領の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この取扱要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。